

令和2年度

事務事業評価表(令和元年度の実績評価)

記入年月日 令和2年4月15日

Table with columns for 事務事業名, 都市計画の決定又は変更に関する事務, 事業区分, 担当, 政策体系, 財務会計上の位置付け, 予算科目, 法令根拠.

(Do) 1. 事務事業の現状把握(その1)

Table with 2 columns: ①事務事業の概要(事務事業の全体像), ②担当者が行う業務の内容・やり方・手順.

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

Table with columns for ①手段, ②対象, ③意図, and various indicators (活動指標, 対象指標, 成果指標) with data for 30年度, 01年度, 02年度, 03年度, 04年度.

(3) 投入量(事業費)の推移

Table showing input volume (事業費) with columns for 30年度(実績), 01年度(実績), 02年度(計画), and 期間限定総投入量.

Table showing internal costs (事業費の内訳) with columns for 01年度事業費実績(千円) and 02年度事業費予算(千円).

事務事業名	都市計画の決定又は変更に関する事務	事務事業No.	50104000759	所属課	都市整備課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
○ 平成21年3月に市議会が「調整区域の撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択したことから、現在、市街化調整区域における都市計画制度の見直しに取り組んでいる。 ○ その成果として、平成31年4月1日付で決定した市街化調整区域における地区計画（計35地区）は、本市の都市計画制度に劇的な変更をもたらした。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
○ 平成21年3月に市議会が「調整区域の撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択した。また、H27年2月には都市計画審議会が「桜川市における区域区分の廃止及び新制度の構築に関する答申」を行っている。 ○ 近年、産業部局を中心に市街化調整区域における工業施設用地及び流通業務施設用地の確保が要請されている。					

【See】 2. 評価の部 \*原則は事前評価。

評価項目	
現状維持	① 政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 第2次総合計画（前期基本計画）に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」の実現を図るためには、社会情勢の変化に即した適正かつ合理的な都市計画制度の見直しが不可欠である。
有効性	② 公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称)
	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 法において都道府県又は市町村の事務事業（自治事務）と規定されている。なお、国の技術的助言の性格を有する「都市計画運用指針」では、都市計画の中心的主体は市町村とされている。
効率性	③ 成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 市職員の直営作業と外部委託との適切な役割分担によって事務事業の効率化を図っている。近年、市街化調整区域における工業施設用地及び流通業務施設用地の確保が要請されており、更なる事務事業の推進が必要である。
公平性	④ 廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 法において都道府県又は市町村の事務事業（自治事務）と規定されており、廃止することができない。なお、国の技術的助言の性格を有する「都市計画運用指針」では、都市計画の中心的主体は市町村とされている。
公平性	⑤ 類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか？(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) ⇨
	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合ができる 具体的な手段、事務事業名 桜川市都市計画マスタープラン策定事業外1件 事務事業の総量を削減することはできないが、本事務事業から派生した「桜川都市計画マスタープラン策定事業」及び「地区計画等策定事業」については、令和2年度から本事務事業に統合する。
公平性	⑥ 事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 市職員の直営作業と外部委託との適切な役割分担によって事務事業の効率化を図っている。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？)
	<input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 都市計画の決定又は変更は、市民一般に対象としたものであり、受益機会・費用負担は公正・公平であると考えられる。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括（振り返り、反省点）																								
① 目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ② 有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③ 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④ 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇨	○ 本事務事業は、法において都道府県又は市町村の事務事業と規定されており、第2次総合計画に掲げる「快適な暮らしのまちづくり」の実現を図る上で、不可欠なものである。 ○ 平成31年4月1日付で決定した市街化調整区域における地区計画（計35地区）は、本市の都市計画制度に劇的な変更をもたらした。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果（終了・廃止・休止の場合は記入不要）																								
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止		(複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上			○	維持				低下			
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上			○																						
	維持																									
	低下																									
○ 平成31年4月1日付で決定した市街化調整区域における地区計画（計35地区）は、本市の都市計画制度に劇的な変更をもたらした。 ○ 今後は、市街化調整区域における工業施設用地及び流通業務施設用地の確保の要請等に対応し、令和2年度・令和3年度の2ヶ年計画で用途地域の変更及び新たな地区計画の決定を進めていく方針である。		(6) 事務事業優先度評価結果																								
		成果優先度評価結果 <input type="checkbox"/> ①																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> B A: 継続（現状維持） C: 終了、廃止、休止 B: 継続（改革改善を行う） D: 2次評価へ提出	確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 確認